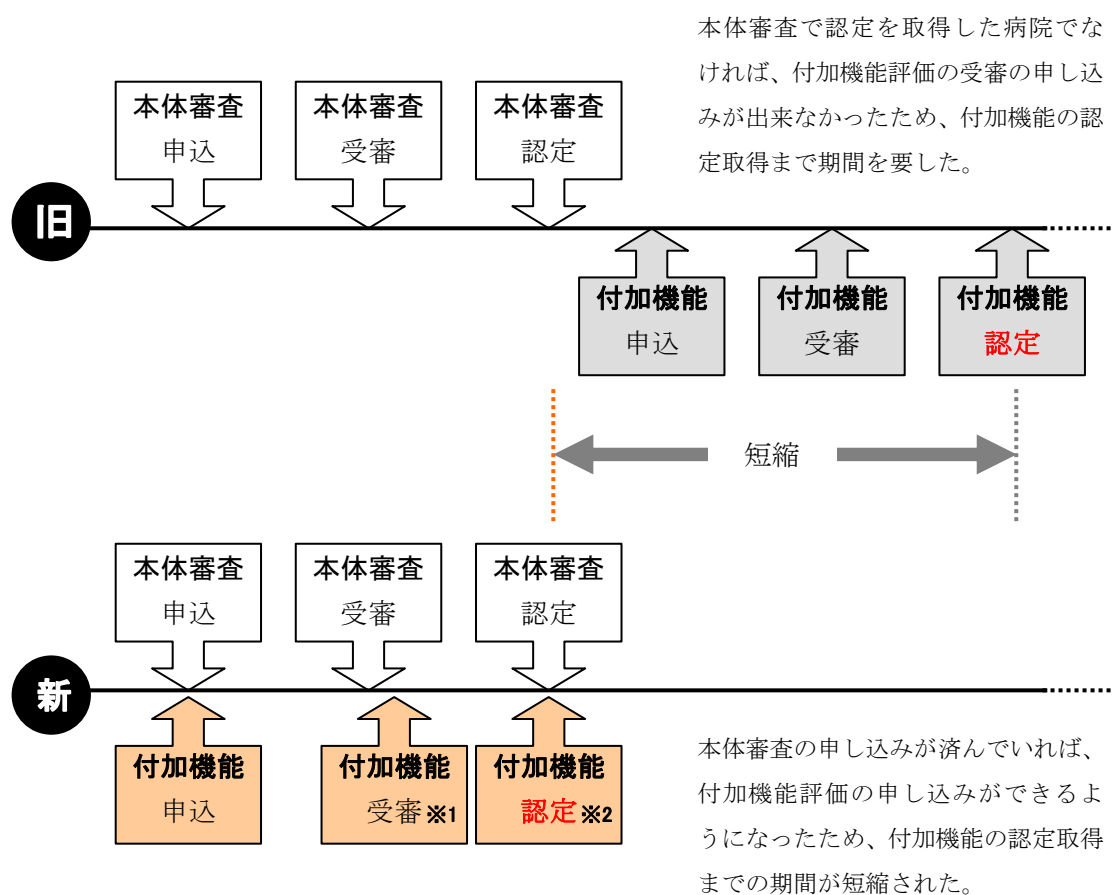


病院機能評価認定に関する運用要項の改正内容について

【改正の概要】

付加機能評価の規程整備

付加機能評価は「認定病院」しか申し込めないように定められていたが、新規で病院機能評価を受審する病院も、本体審査と同時に付加機能評価の申し込みができ、本体審査の訪問審査に引き続いて付加機能評価の訪問審査を受けられるようにした。



本体審査で認定を取得した病院でなければ、付加機能評価の受審の申し込みが出来なかったため、付加機能の認定取得まで期間を要した。

本体審査の申し込みが済んでいれば、付加機能評価の申し込みができるようになったため、付加機能の認定取得までの期間が短縮された。